

# 令和6年度アーツ前橋ミュージアムショップ出店に係る 公募型プロポーザル実施要領

アーツ前橋ミュージアムショップの出店希望者を募集します。

業務の目的を達成するうえで有効な提案を募り、最良な提案を選定するため、プロポーザルの実施に必要な事項を定めます。

## 1 募集の趣旨・目的

前橋市（以下「市」という。）では、美術館「アーツ前橋」を運営しています。

今回の募集は、施設の一階に位置し、来館者が自由に入出りできる交流スペースに設置しているミュージアムショップにおいて、展覧会図録やグッズ、アート関連商品の物販を行う出店希望者（以下「応募者」という。）を公募するものです。

なお、選定にあたっては、各応募者からの提案に基づき審査を実施したうえで、アーツ前橋のミュージアムショップとして最もふさわしい出店者を選定いたします。

## 2 施設の全体概要

アーツ前橋は、前橋市街地の中心に位置する、かつての商業施設（デパート）の建物を再利用し、平成25年10月26日に美術館として開館しました。

- (1) 所在地 前橋市千代田町5丁目1番16号  
※旧ウォーク館 B1～2Fまでがアーツ前橋、  
3F（一部、映画館）～9Fまでは駐車場
- (2) 建築面積 1,600.92 m<sup>2</sup>
- (3) 延床面積 7,316.01 m<sup>2</sup>
- (4) 開館時間 午前10時～午後6時
- (5) 休館日 毎週水曜日、年末年始
- (6) コンセプト 以下の3つのコンセプトで活動を行っています。

### 1 創造的であること

個人の考えを表現することは、異なる考えを持つ人たちが共存していく現代社会で今後ますます必要になります。他の誰とも違う、自分独自の感じ方や考えを創造的に表現して人に伝えることが、私達の社会を豊かにしていくと考えています。

### 2 みんなで共有すること

みんなが文化の当事者です。多くの人に関わることで、じっくりと時間をかけて文化や芸術の魅力が磨き上げられ、かけがえのないものになっていきます。子どもからお年寄りまで、芸術好きも苦手な人も、みんなが未来の文化の担い手となることができます。

### 3 対話的であること

ここで人が出会い、それぞれの個性を生かし対話をする場所になって欲しいと考えています。そこから、新しいアイデアがたくさん生まれ、きっとそれらはみんなの生きる力になっていくのではないのでしょうか。

- (7) 館の活動 企画展 年間4本程度（常設展示なし）

あーつひろば（子ども向けワークショップ）

地域アートプロジェクト（アーティストの滞在制作） 等

※詳細はホームページ (<https://aetsmaebashi/jp/>) をご覧ください。

(8) 来館者数

令和5年度：総数 119,636 人、

うち、展覧会（ギャラリー）入場者数 21,742 人、

ミュージアムショップ来店者数 24,987 人

令和4年度：総数 65,730 人

うち、展覧会（ギャラリー）入場者数 14,580 人、

ミュージアムショップ来店者数 16,140 人

※総数には、交流スペース・アーカイブスペース・カフェ等の利用者や、館外イベントの参加者を含みます。

### 3 募集店舗の概要

(1) 出店場所 1階西エントランス付近（千代田通り側）

(2) 使用面積 ショップ（ストックヤード含む）：35.75 m<sup>2</sup>、スタッフ控室：11.8 m<sup>2</sup>  
計 47.55 m<sup>2</sup> ※レイアウト等の詳細は別紙図面参照。

(3) 主な設備及び使用条件

項目	条件等	
施設・設備について	設備	電気設備、照明器具、レジカウンター等は市で設置済みです。電話回線、ネット回線は出店者の負担とします。
	備品	備品の用意（提供）はありません。棚等の什器類を追加設置する場合は、アーツ前橋館内意匠と整合性を保つものとするため、事前に協議することとします。なお、設置・撤去にかかる費用は出展者の負担とします。
	サイン表示	店名のサイン等の設置・撤去にかかる費用は、出店者の負担とします。ただし、アーツ前橋の館内意匠と整合性を保つものとするため、デザイン・サイズ・設置位置等を事前に協議することとします。
	内装工事	原則として床、壁、天井等の建築物、電気設備、空調設備の改修及び造作は認めません。ただし、協議により認める場合もありますのでご相談ください。
	駐車場	ショップ専用（来店者・従業員）の駐車場はありません。来店者については、アーツ前橋の上層階及び近隣の有料駐車場をご利用いただくこととなりますが、対象の駐車場を使用した場合は、アーツ前橋総合案内にて4時間まで割引処理が可能です。
	駐輪場	アーツ前橋周辺の駐輪場をご利用いただきます。 ※従業員については、アーツ前橋の建物裏手に駐輪していただきます。
	喫煙所	喫煙所はありません。敷地内禁煙です。

営業について	出店条件	<p>ミュージアムショップのコンセプト及び主な商品等については、企画書（別紙様式4～5）で提案してください。また、下記を出店の条件とします。</p> <p>①アーツ前橋ならではのユニークで質の高いグッズや書籍を販売すること。飲食物については、カフェ運営に支障がない範囲での取り扱いとすること。</p> <p>②アーツ前橋の展覧会図録・オリジナルグッズの販売等、館の活動に協力すること。なお、アーツ前橋図録等の販売業務については、業務委託契約を締結し、市の予算の範囲内で業務委託料をお支払いする予定です（参考：令和5・6年度委託料 月額99,999円）。</p> <p>※販売委託している販売物品（令和6年9月現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の企画展図録 5種類</li> <li>・アーツ前橋オリジナルグッズ 7種類</li> </ul> <p>販売物品は年度途中で追加となる可能性があります。また、販売委託分については市の歳入となるため、出店者独自商品の売上とは分けて管理していただく必要があります。</p>
	開業日	令和7年4月中旬予定（別途市と協議のうえ決定する。）
	営業時間	原則として、アーツ前橋の開館時間（午前10時から午後6時）に合わせることにします。
	休業日	原則として、アーツ前橋の休館日（毎週水曜日（祝日の場合は翌日以降最も近い平日）、年末年始）に合わせることにします。
	店名	事前に出店者が提示し、協議することとします。
使用について	使用形態	<p>地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産目的外使用許可申請を提出していただきます。</p> <p>※店舗の賃貸借契約ではありません。</p>
	使用期間	原則1年とし、年度ごとに更新手続き（期間満了の1か月前までに申請）を行っていただきます。なお、店舗の設置・撤去等に要する期間は使用期間に含みます。
	使用料	前橋市行政財産使用料条例に基づき算出します（参考：令和6年度293,700円）。ただし、市長が必要と認めるときは、分割納付または減額・免除ができます。
	光熱水費	実費相当分を徴収します。ただし、市長が必要と認めるときは、減額・免除ができます。
	共益費	施設全体の保守管理は市が実施しますが、清掃・保守点検等にかかる費用を、ミュージアムショップの面積により按分して徴収します。ただし、市長が必要と認めるときは、減額・免除ができます。

(4) 経費の負担区分

区分		市	出店者
従業員人件費			○
仕入費用			○
ユニフォーム等のクリーニング代			○
光熱水費（電気）			○
設備	保守	○	
	修繕	○	
	更新	○	
備品			○
清掃（日常及び特別）		○	
ごみ処理費			○
電話料金（加入権・工事費を含む）			○
インターネット料金（プロバイダー等）			○
各種保険料			○
営業許可に係る費用			○

※上記に定めがないものはその都度、市と協議することとします。

※ごみ処理については、出店者がごみ処理業者と契約のうえ、適切に処理してください。

#### 4 出店期間

令和6年4月中旬から令和7年3月31日まで

※年度ごとに更新手続きが必要です。

#### 5 応募資格

応募者の資格は、住所又は所在地については前橋市内外を問いませんが、次に掲げる条件をすべて満たし、ミュージアムショップを安定的・円滑に運営できることを条件とします。

- (1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所等の指定を受けている等、障害者及び障害者の芸術文化活動の支援が可能な社会福祉法人・特定非営利活動法人・一般社団法人等の非営利団体。または、その他それに類する企業若しくは団体とし、アート関連グッズの仕入れ・販売等が可能な者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
- (5) 出店者決定の日までの期間に、前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第

199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。)でないこと。

## 6 スケジュール

プロポーザル実施要領の公表	令和6年 9月24日(火)
説明会(現地見学会)の開催	令和6年10月11日(金)
質問受付期間	令和6年 9月24日(火)～令和6年10月15日(火)
質問書への回答期限	令和6年10月18日(金)
提出書類受付期限	令和6年10月31日(木) 必着
選定審査委員会	令和6年11月中旬
審査結果通知書の発送	令和6年11月下旬
出店手続き等	令和7年 2月下旬
	※出店者決定後、営業開始までの事前協議は随時行う。
営業開始	令和7年4月中旬

## 7 説明会(現地見学会)

次のとおり説明会を開催しますので、応募を予定している事業者で現地見学等を希望する場合は事前に申し込みの上、参加してください。

※説明会に出席しなくても応募は可能です。

日時	令和6年10月11日(金) 午後2時から
場所	前橋市千代田町五丁目1番16号 アーツ前橋
申込み	10月7日(月)までに、「15 提出先・問い合わせ先」まで電話、FAX、メールにて参加希望人数をお知らせください。

## 8 質問受付及び回答

質問受付期間	令和6年9月24日(火)から令和6年10月15日(火)まで
質問様式	別紙質問書様式7
提出方法	FAX又はメールで提出してください。
提出先	「15 提出先・問い合わせ先」に明記
回答方法	10月18日(金)までに(応募のあった事業者すべてにメールで回答するとともに、)前橋市ホームページに掲載します。

## 9 応募の手続き等

「5 応募資格」をすべて満たすもので本プロポーザルに応募するものは、次のとおり応募申請書及び企画提案書を提出してください。

(1) 応募申込書について

- ① 受付期間 令和6年9月24日(火)から  
令和6年10月31日(木)午後5時まで(必着)
- ② 提出方法 持参又は郵送(一般書留・簡易書留)による
- ③ 提出書類 以下の書類について、正本1部・副本7部を提出してください。
  - ・応募申請書 別紙様式1
  - ・事業概要書 別紙様式2

- ・出店計画書 別紙様式 3
- ・企画書 1 別紙様式 4
- ・企画書 2 別紙様式 5
- ・誓約書 別紙様式 6

【添付書類】※副本 7 部については写しで可とします。

- ・法人の場合は、登記事項証明書（現在事項証明又は履歴事項証明書）、法人定款。  
個人の場合は、本籍のある市区町村が発行した身分証明書。任意団体の場合は、団体の規約、役員一覧等。
- ・直近 3 年分の決算に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書など）
- ・納税証明書または完納証明書等、未納がないことを証明するもの（①国税、②本店所在地における都道府県税及び③市町村税、支店等が応募する場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）
- ・障害者及び芸術文化活動の支援に関する取組実績がわかる法人概要、パンフレット等の資料。

※提出書類一覧の他に、審査、選考上、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

## （2）提出書類の取り扱い

### ① 記載内容の変更等の禁止

提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

### ② 提出書類の返却

提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。

### ③ 費用について

応募に要する一切の費用は、申請者の負担とします。

### ④ 公表について

選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。

### ⑤ 資料の取扱い

市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。  
また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

## （3）提案の辞退

応募申請書の提出後に提案を辞退する場合は、令和 6 年 1 月 6 日（水）必着で別紙辞退届様式 8 を提出してください。

## 10 審査

提出された書類及び企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリングを実施し、その結果最も優れた企画提案を提出した事業者を、ミュージアムショップ出店の優先交渉者として決定し、交渉を行います。

(1) 選定審査委員会の実施

① 実施日時

令和6年11月中旬(予定) ※詳細な日時は個別に通知します。

② 審査項目

審査項目	審査の視点
協働性	アーツ前橋の設置目的(コンセプトやミッション)を踏まえた提案になっているか
	アーツ前橋の事業と連携が図られる計画になっているか
	アーツ前橋の立地特性を活かした(踏まえた)提案になっているか
運営体制	提案事業を確実かつ効果的に遂行する能力を有しているか(体制となっているか)
経営体制	安定・継続的な経営を行う能力を有しているか(体制となっているか)
独自性	独自のコンセプトをもった提案か
	年間における季節展開や中長期的な展開方針について実行性があるか
	特記事項として評価すべき点

③ プレゼンテーション・ヒアリング

(ア) 所要時間

1提案者あたり30分以内とする。

(準備5分、説明10分、質疑応答10分、片付け5分)

(イ) 実施方法

対面方式とする。

(ウ) その他

- ・パソコンやプロジェクター等の必要機器は応募者が用意するものとする。  
ただし、モニターは市で用意する。
- ・出席者の人数は3名以内とする。
- ・他の応募者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・時間に遅れた場合又はプレゼンテーションを実施しなかった場合は、審査の対象としない。
- ・選定審査委員会は非公開とする。

④ 審査結果発送予定

令和6年11月下旬(予定)

審査を受けた事業者すべてに連絡します。なお、審査結果の理由等については回答しません。

(3) 選定審査委員会

選定に当たっては、外部委員等で構成する選定審査委員会を設置し、委員会が次の選定基準に基づいて申請者の評価をした後、委員会の評価の結果・意見を踏まえて、優先交渉者を選定します。

(4) 選定基準

- ① アーツ前橋の理念に基づく運営や事業の連携が図られるか。
- ② 事業の運営を安定的に行うことができる能力を有し、意欲があるか。

なお、次に該当する応募は失格とします。

- ・ 応募要件を欠くもの
- ・ 提出書類に虚偽の記載があったもの
- ・ 提出書類等の提出期間を過ぎて提出したもの
- ・ 複数の申請を行い又は複数の企画書を提出したもの
- ・ その他選定に係る不正行為があったもの

#### (5) 出店候補者の決定方法

- ① 提出された企画書等を審査し、最も優れている提案者を（又は、総合得点が最も高い者を）出店候補者（優先交渉者）として選定する。
- ② 出店候補者となることのできる最低基準をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から出店候補者を選定する。
- ③ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、出店候補者として選定しない。

#### (6) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、すべての提案者に文書により通知するとともに、前橋市ホームページにおいて公表します。時期は、令和6年11月下旬以降を予定しています。

#### (7) その他留意事項

- ① 応募団体に関する実地調査  
選定審査委員会が必要と認める場合は、応募者が運営する事業等の実地調査を行うことがあります。
- ② 選定審査委員との接触  
応募者及びその関係者が、審査に関して選定審査委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。

## 11 出店者の決定

- (1) 出店者の決定後は、企画提案内容によりそのまま開業できるものではなく、前橋市と協議し進めることとします。
- (2) 優先交渉者が出店の合意に至らなかった場合、次点者と交渉する場合があります。

## 12 特記事項

- (1) 出店者は、市と必要な協議をしながら営業開始に向けた準備を行うものとします。
- (2) 出店のための詳細な取り決めについては、必要な場合は市と出店者の間で覚書を交わすことがあります。

## 13 その他

その他の留意事項は以下のとおりです。

- (1) 施設の運営について、市と協力・連携し、施設の利用を促進するよう努めること。
- (2) ミュージアムショップの利用許可に基づく権利を第三者に転貸、若しくは譲渡したり担保に供することはできません。

- (3) 営業による損失等について市は一切の責任を負わないため、賠償責任保険等に加入すること。
- (4) 営業に関し許認可等を必要とする場合、出店者の責任において取得すること。
- (5) 運営にあたり、労働基本法、会計法規、条例、規則その他の関係法令を遵守すること。
- (6) 施設及び設備等については、善良なる管理者の注意義務をもって管理し、汚損、故障、減耗等が生じた場合は、出店者の負担で維持補修すること。但し、天災、その他出店者の責によらない事由による場合は、別途協議の上、市の負担で補修する。
- (7) 次の場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。
  - ① 従業員が施設の入館者に迷惑をかけ、又はその恐れがあると認められる場合。
  - ② 事故、火災その他の人的物的被害が発生し、又は発生する恐れがあると認められる場合。
  - ③ ミュージアムショップ利用者からの苦情その他報告すべき必要があると認められる事態が発生した場合。
- (8) 運営状況を確認するため、毎年度終了後 60 日以内又は市の求めに応じて収支報告書を提出すること。
- (9) 退去する際は、出店者の責任において原状に回復すること。
- (10) 本要領に定めのないものは、市と協議の上、取り決めます。

#### 14 別添資料等

- (1) 提出書類一覧
- (2) 応募申請書、事業概要書、企画書及び誓約書等一式（別紙様式 1～6）
- (3) アーツ前橋ミュージアムショップ出店者選定審査委員会設置要綱
- (4) 質問票（別紙様式 7）
- (5) 辞退届（別紙様式 8）

#### 15 提出先・問い合わせ先

〒371-0022

群馬県前橋市千代田町五丁目 1 番 1 6 号

前橋市 文化スポーツ観光部 文化国際課 アーツ前橋

電話番号 027-230-1144

FAX 027-232-2016

Email : artsmaebashi@city.maebashi.gunma.jp